

建設業の労働災害防止のための要請事項(東京労働局)(平成 26 年 11 月)

平成 26 年の死亡災害事例を踏まえた注意事項

(1) スレート等の屋根上の危険の防止

スレート、木毛板、塩化ビニール板等の材料でふかれた屋根上の作業において、屋根材料の踏み抜きによる墜落死亡災害が今年 4 件発生していることから、当該作業にあたり、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、歩み板や安全ネットの設置を徹底すること。

(2) 車両系建設機械による災害の防止

ドラグショベルや解体用機械に関する死亡災害が今年 3 件発生していることから、車両系建設機械を使用して作業する場合には、作業計画を定め、転倒又は転落の防止措置、走行範囲やアーム、ブーム等の作業装置との接触防止措置を確実にすること。

さらに、一定の要件を満たす場合を除いて、主たる用途以外に使用をしないよう徹底すること。

1 基本的対策

(1) 統括管理の徹底

建設現場は、複数の事業者が混在して各種の作業を行うことを常態としているため、現場巡視をはじめ、労働安全衛生法第 30 条第 1 項に掲げる措置の徹底を図ること。

(2) 各段階に応じた安全衛生教育の徹底

若年労働者をはじめとする、作業員に対する雇入れ時教育、新規入場者教育はもとより、職長・安全衛生責任者等に対する教育等各段階に応じた安全衛生教育の徹底を図ること。

特に、建設現場における労働災害防止対策のキーマンとなる職長・安全衛生責任者に対しては、若年労働者をはじめ、建設業に不慣れな者を使用して作業を行うことを前提とした管理を始め、必要に応じ、再教育を実施すること。

※新規に建設業に就業した労働者に対して教育を実施する場合に、東京労働局で開催した「建設業新規就業者労働災害防止講習会」の資料等を東京労働局 HP で公開しているので参考としてください。(東京労働局 HP [Safe Work TOKYO](#) マークをクリックしてください。)

(3) 工事の計画段階における安全衛生の確保

リスクアセスメントの適切な実施により、工事の計画段階において作業に伴うリスクを除去・低減すること。

(4) 適切な作業方法に基づく作業の実施

上記(3)において検討した工事計画に沿った適切な作業方法を定め、これに基づく作業を徹底すること。

(5) 安全意識の高揚と関係者によるコミュニケーションの強化

「安全宣言」活動の推進、「安全表彰」の実施、「Safe Work TOKYO」を旗印とした安全衛生活動の活性化等により、建設現場全体の安全意識の高揚を図ること。また、これらの活動を通じた関係事業者及び労働者相互のコミュニケーションの強化に努めること。

※東京労働局においては、「Safe Work TOKYO」ロゴマークを配した各種のグッズを活用し、12次防計画の周知を図っています。東京労働局における活用状況及び関係団体や各事業場における活用例について東京労働局HPで公開しているので参考としてください。

(東京労働局HP Safe Work TOKYO マークをクリックしてください。)



Safe Work TOKYO ロゴマーク

(6) KY活動の活性化

朝礼実施後に行われる危険予知活動の危険要因の洗い出しにおいては、当日実施する作業内容や手順を検討し、災害要因を掘り下げて洗い出すなど工夫すること。また、危険予知活動とリスクアセスメントについての違いについて認識し、(3)のリスクアセスメントの充実の上にKY活動を行うこと。

2 墜落・転落災害防止対策

(1) 高所作業自体を除去・低減するための計画的取組の推進

死亡災害に占める「墜落・転落」災害の占める割合が高いことを踏まえ、上記1(3)のリスクアセスメントの実施に当たっては、高所作業自体の除去・低減に努めること。

(2) 「墜落・転落」を防止するための設備的対策の徹底

墜落防止措置については、「手すり」の設置などの設備的対策によることを原則とし、点検等の適切な実施により、その維持・管理の徹底を図ること。

(3) 個人用保護具の適切な使用

設備的対策を講ずることが困難な場合や、設備的対策を講じてもなお、墜落によるリスクがある場合については、「安全帯」等の個人用保護具の使用を徹底すること。また、屋根上での作業や足場の組立・解体作業等の墜落によるリスクが高い作業においては、「ハーネス型安全帯」を積極的に採用すること。

(4) 不安全行動の排除

適切な墜落防止措置を講じた場合であっても、「手すりを乗り越える」等の不安全行動は災害に直結するため、労働者に対する教育や現場巡視の徹底等により、現場全体で不安全行動を排除するよう努めること。

3 一酸化炭素中毒・酸欠・硫化水素中毒等の災害防止対策

(1) 換気の実施・警報装置の活用

自然換気が不十分な作業場所において内燃機関の使用を原則禁止するとともに、やむを得ず使用する場合には確実に換気を行うこと。

また、作業中のガス濃度の上昇に直ちに対応出来るように警報装置付の測定器により継続的な濃度測定を行うこと。

(2) 作業主任者の選任・特別教育受講者による作業

酸素欠乏危険場所や硫化水素の発生の恐れのある場所で作業を行う場合には、作業主任者の選任とともに、作業に従事する者は特別教育受講者を充てることを徹底すること。

※東京労働局では、関係団体と連携のもと、密閉空間においてエンジン式発電機を使用した場合における一酸化炭素濃度の上昇や換気による濃度変化について、実証試験を実施しました。

実証試験の状況やその結果を踏まえた対策について、周知啓発用の動画を作成し東京労働局HPで公開しているので参考としてください。

(東京労働局HP [Safe Work TOKYO](#) マークをクリックしてください。)

4 木造家屋（低層）建築工事業の災害防止対策

休業4日以上災害において、墜落・転落災害及び切れ・こすれ災害で全災害の約7割を占めている状況にあるため下記項目について対策を講じること。

(1) 墜落災害防止対策

墜落防止措置を講じた足場等の設置、作業床の設置、安全ネットの設置、安全帯の使用（親綱の設置）、保護帽の着用について徹底を図ること。

(2) 切れ・こすれ災害の防止対策

丸のこ等電動工具の適正な使用（安全カバーの確実な使用）の徹底を図ること。

5 交通労働災害の防止対策

現場通勤時における交通事故での死亡災害が昨年3件（4名死亡）発生していることから下記項目について対策を講じること。

(1) 運転者の疲労防止対策

通勤車両の運転者については、疲労による交通労働災害を防止するため、自動車の運転以外の勤務の軽減等について配慮すること。

(2) 交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守

工事現場への各種運送時の交通事故防止、工事現場における重機や車両による接触事故の防止対策とともに、会社～現場間の移動や通勤時の交通事故防止に対しても「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく管理や安全教育、意識高揚対策を実施すること。

お問い合わせ先

東京都千代田区九段南1-2-1

九段第三合同庁舎13階

東京労働局労働基準部安全課

(03)3512-1615